

国土交通大臣

登録地すべり防止工事試験

— 受験講習テキスト —

- ・ 地すべり防止工事試験の対策
- ・ 地すべりに関する基本事項
- ・ 資料集

2026年5月16日（土）

興 和 ビ ル

NPO新潟県地すべり防止工事士会

「地すべり防止工事士」の紹介

1. 「地すべり防止工事士」とは

◇斜面災害の専門家

地すべりなど斜面災害防止・対策のために計画・調査・設計・施工管理に至るまでの経験と知識を有する専門家です。

◇役 割

- ・斜面災害対策は、同じ条件のものが少なく、複雑で困難な仕事になりがちですが、地すべり防止工事士はこの困難な仕事を通じて、国土と生命財産を守る仕事をします。
- ・地すべり防止工事士は、5年に一度は協会が実施する講習を受講し、業務に関する知識・技能及びその他の資質向上を図ることとしている。

◇資格者の活用

- ・新潟県では、平成18年度から「地すべり防止工事士」を「地すべり対策事業」「急傾斜地崩壊防止事業」で、「とび・土工・コンフリート工事」「さく井工事」として発注する工事の入札参加の技術者要件として、また調査・設計業務では、管理技術者・照査技術者として扱うことになりました。
- ・建設業法施行規則で、「とび・土工・コンフリート工事」「さく井工事」において、試験合格後1年の実務経験に加え、2年以上の指導監督的実務経験を要すれば、管理技術者資格が認められ、また、経営事項審査の技術力評点に引き続き加点されます。

◇更なる期待

仕事としてだけでなく、地域防災の専門家として、ボランティア活動の中核となることが期待される。

2. 「地すべり防止工事士」になるには

◇地すべり防止工事試験

国土交通大臣登録「地すべり防止工事試験」に合格し、所定の手続により「協会」に登録して「地すべり防止工事士」の称号を受けます。

◇受験資格

受験資格は、地すべり防止工事事業等に関する5年以上の実務経験を有する者で、そのうち1年以上の指導監督的実務経験を有する者。

地すべり防止工事試験の対策

地すべり防止工事試験の対策

< 目 次 >

| | |
|------------------------------|----|
| 1. 地すべり防止工事士とは？ | 1 |
| 1.1 地すべり防止工事士とは | 1 |
| 1.2 地すべり防止工事試験の目的 | 1 |
| 1.3 地すべり防止工事士に関するこれまでの経緯 | 1 |
| 1.4 地すべり防止工事士に求められる知識と技術 | 2 |
| 1.5 地すべり防止工事士の有用性 | 3 |
| 2. 地すべり防止工事士の実態 | 4 |
| 2.1 合格者の推移 | 4 |
| 2.2 地すべり防止工事士会 | 5 |
| 3. 「地すべり防止工事試験」の概要 | 6 |
| 3.1 受験資格 | 6 |
| 3.2 試験の内容 | 6 |
| 3.3 令和7年度試験 | 7 |
| 3.4 二次試験に合格したら | 8 |
| 3.5 地すべり防止工事士になったら | 8 |
| 4. 試験の出題傾向と対策 | 10 |
| 4.1 択一式試験の傾向と対策 | 10 |
| 4.1.1 択一試験の傾向 | 10 |
| 4.1.2 対 策 | 11 |
| 4.1.3 受験テクニック | 13 |
| 4.2 体験記述問題 | 15 |
| 4.2.1 解答のポイント | 15 |
| 4.2.2 採点者に「読ませる」効果的な記述内容について | 16 |
| 4.2.3 試験にあたっての留意点 | 18 |
| 4.3 二次試験対策 | 19 |
| 4.3.1 概 要 | 19 |
| 4.3.2 傾向と対策 | 19 |
| 4.3.3 二次試験に望んでのアドバイス | 21 |

< 巻末資料 >

関係法令

体験記述問題解答例

二次試験想定質問集

1. 地すべり防止工事士とは？

1.1 地すべり防止工事士とは

「地すべり防止工事士」とは省令にもとづき、国土交通省に登録された試験機関が行う「地すべり防止工事試験」に合格し、当該試験機関の登録簿に登録されたものに与えられる称号です。「一般社団法人斜面防災技術協会」は、現在唯一の登録機関となっています。

1.2 地すべり防止工事試験の目的

国土交通省の省令によると、地すべり防止工事試験の目的は次のようです。

- 地すべり防止工事に従事する技術者の地すべり防止工事及び調査設計業務に関する知識及び技術の向上を図ること
- 地すべり防止工事等の技術水準の向上と円滑な工事及び調査設計の実施に資すること
- 地すべり防止事業の健全な発展を促進し、国民生活の向上に寄与すること

1.3 地すべり防止工事士に関するこれまでの経緯

地すべり防止工事士に関するこれまでの経緯を、表1.1に示します。

平成17年までは「地すべり対策技術協会」が「地すべり防止工事士」試験の認定試験機関となっていました。前述のように、平成18年度から国土交通大臣登録試験制度に格上げされました。

表1.1 地すべり防止工事士に関する経緯

| | |
|------------|---|
| 1974年(S49) | 地すべり対策技術協会(任意団体)発足 地すべり対策技術講習会開始 |
| 1976年(S51) | 地すべり対策技術協会北陸新潟県支部設立 |
| 1978年(S53) | 建設大臣の許認可を得て社団法人となる(正会員266社) |
| 1980年(S55) | 地すべり防止技術研修会開始 |
| 1984年(S59) | 「地すべり防止施工管理士」資格検定試験開始(62年度まで) |
| 1988年(S63) | 建設大臣認定「地すべり防止工事士」資格認定試験制度発足 |
| 1998年(H10) | 建設業許可業種区分の「とび・土工・コンクリート」と「さく井」に関して「地すべり防止工事士」の有資格者数が経営事項審査の評価点の対象となる |
| 2001年(H13) | 「地すべり防止工事士」資格認定試験が国土交通大臣認定試験として建設業法施行規則に位置づけられる |
| 2005年(H17) | 「社団法人地すべり対策技術協会」が「社団法人斜面防災対策技術協会」へ名称変更 |
| 2006年(H18) | 「地すべり防止工事試験」として、国土交通省令にもとづく登録試験制度に格上げされる 新潟県が地すべり対策事業等で「地すべり防止工事士」有資格者の活用を開始(「工事」においては入札参加資格の技術者要件の有資格者として、「調査・設計及び解析業務」においては管理技術者、照査技術者として扱われることとなる)。 |
| 2007年(H19) | 「新潟県地すべり防止工事士会」が任意団体として発足。 |
| 2015年(H27) | 国土交通省「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程」に基づく「地すべり防止施設の点検・診断」に係る技術者資格に「地すべり防止工事士」が登録される。 |

1.4 地すべり防止工事士に求められる知識と技術

地すべり防止工事士に求められる知識と技術は以下の内容です。「地すべり防止工事試験」では、以下の内容について問われます。

(1) 地すべり防止工事に関する必要な知識

- ・ 地すべり発生機構に関する基礎知識
- ・ 地すべり調査方法の知識
- ・ 地すべり防止工法に関する知識
- ・ 地すべり防止工事計画に関する知識
- ・ 地すべり防止工事の設計に関する基礎知識
- ・ 地すべり防止工事の施工法に関する知識
- ・ 地すべり防止工事の施工上の留意点に関する知識
- ・ 地すべり工事関連法規に関する基礎知識

(2) 求められる地すべり防止技術

- ・ 地すべり発生機構とその間連における防止工事施工技術・・・施工手順，安全管理
- ・ 各工法の施工技術・・・所定の地すべり防止性能を得るための施工法，管理基準
- ・ 以上の地すべり防止工事の施工管理に関する十分な経験

コラム：「工事士」なのに調査や地すべり機構に関する知識を求められるのはなぜ？

- ・ 地すべり防止工事は地すべり機構を踏まえて選定される。
- ・ 地すべり機構に応じて，さまざまな設計条件が設定される。
- ・ 地すべり防止工事は，設計条件を満足するように施工されなければ，その効果が発揮されない恐れがある。

- ・ 工事施工途中で，地すべり機構上の新しい事実が発見されることがあり，設計条件が変わることがある。したがって，工事のなかでこれらの発見に努め，これを適切に工事に反映してゆかなければならない。

- ・ したがって地すべり防止工事士は，工事設計の前提条件(地すべり機構，運動条件，工法の構造条件)を十分に理解した上で施工管理を行うとともに，地すべり機構に関して注意深く観察を続けて，必要な設計変更にも備えなければならない。

1.5 地すべり防止工事士の有用性

地すべり工事士の有用性について表1.2～表1.4に示します。

表1.2 地すべり防止工事士の有用性

| | |
|---|---|
| 1 | 地すべり防止工事は一般土木工事以上に、地質等の変化に応じ、工事計画・施工方法を随時変更・調整する必要があり、発生機構、各工法の設計・適用基準を熟知していない技術者には対応できないことが多い。地すべり防止効果(意味)のない施工となったり、非常に危険な施工となってしまうことが懸念され、地すべり防止工事士の現場常駐が不可欠である。 |
| 2 | 着工後に当初設計と地質・地下水状況の変化などにより差異が生じた場合、再検討を要することとなり工事休止を余儀なくされることがある。地すべり防止工事士が担当することによって速やかに協議が行われ、工事休止のロスが少なくて済む。 |
| 3 | 地すべりの論理性のみならず、施工、経済性、安全性、環境調和など総合的な配慮ができるとして、発注者の信頼が高まっている。 |
| 4 | 地すべりが発生・進行する可能性のある現場では応急対策や計測を含めた対応が要求され、「地すべり防止工事士」の果たす役割が大きくなる。 |
| 5 | 地域住民に対する十分な説明が可能であり、無用なトラブルを未然に回避し、工事の円滑化を図ることができる。 |
| 6 | 地すべりの基本を熟知しており、調査計画立案にあたっても適切かつ、経済的に行うことができる。 |

表1.3 地すべり工事士が常駐したために効果があった例

| | |
|---|--|
| 1 | のり面の崩落の前兆をいち早く察知して、作業員を避難させることができた。 |
| 2 | 集水井工において、山側を切り土したところ、多量の湧水と小崩落があり、上部に新たな亀裂が発生した。そのため、緊急に矢板による土留工を行い、警報機付きの伸縮計を設置し、安全に施工することができた。 |
| 3 | 水抜きボーリング工で、計画位置は地下水が存在しないことが想定されたので、確認の上、直ちに計画変更を提案し施工した結果、所定の効果をあげることができた。 |
| 4 | 斜面の表層崩壊対策工と指示されていたが、現地調査の結果、岩盤性の地すべりと確認できたため、対策計画を抜本的に変更し、効果をあげることができた。 |
| 5 | トンネル坑口崩壊対策工と指示されていたが、周辺を調査した結果、背後に地すべりの存在を確認し、工事を安全に施工できた。 |

表1.4 地すべり防止工事士が活用されていれば未然に防止できたと思われるトラブル

| | |
|---|---|
| 1 | 民間による宅地造成工事を地形が著しく乱れている箇所で行ったところ、地すべりが発生した。 |
| 2 | 明らかな地すべり地において、建築を目的とした土質調査等を行ったが、確認申請時に地すべり地であるという指摘を受け、再度詳細調査せざるを得なくなった。 |
| 3 | 地すべり地形であったにもかかわらず、崖錐地形として判断を誤ったため大幅な変更を余儀なくされる結果となった。 |
| 4 | 地すべり対策工事において、排水を地下に浸透させ、地すべり滑動を助長する結果となった。 |
| 5 | 対策工事において掘削残土を地すべり地の頭部に仮置きしたため、地すべり滑動を助長する結果となった。 |
| 6 | 現地調査を行わず、図上のみで安易に設計したために斜面崩壊に至った。 |
| 7 | 斜面カットで地すべり末端部の崩壊土砂を取り除いたため、地すべりを拡大させる結果となった。 |

2. 地すべり防止工事士の実態

2.1 合格者の推移

これまでの地すべり防止工事（士）試験の実施記録を表2.1に、推移を図2.1に示します。

表2.1 「地すべり防止工事試験」合格者・合格率

| 年度 | 一次試験 | | | | 二次試験 | | | | | | 全体 合格率 | 工事士 現在数 |
|-----|-------|------|-----|--------|-------|------|-------|-----|--------------------------|--------|-----------|------------|
| | 願書提出者 | 実受験者 | 合格者 | 合格率 | 願書提出者 | 実受験者 | 左のうち | | 右のうち 一次 からの合 格者 | 合格率 | | |
| | | | | | | | 一次免除者 | 合格者 | | | | |
| S63 | 183 | 159 | 28 | 17.60% | 50 | 47 | 20 | 35 | 21 | 74.50% | 19.60% | 220 |
| H01 | 159 | 145 | 25 | 17.20% | 72 | 64 | 42 | 39 | 19 | 60.90% | 20.90% | 654 |
| H02 | 163 | 129 | 27 | 20.90% | 90 | 78 | 51 | 42 | 15 | 53.80% | 23.30% | 1,043 |
| H03 | 143 | 107 | 28 | 26.20% | 101 | 84 | 57 | 52 | 21 | 61.90% | 31.70% | 1,265 |
| H04 | 145 | 132 | 71 | 53.80% | 144 | 125 | 62 | 67 | 29 | 53.60% | 34.50% | 1,392 |
| H05 | 109 | 89 | 39 | 43.80% | 104 | 87 | 51 | 43 | 18 | 49.40% | 30.70% | 1,423 |
| H06 | 168 | 142 | 41 | 28.90% | 138 | 122 | 83 | 66 | 20 | 54.10% | 29.30% | 1,474 |
| H07 | 190 | 161 | 66 | 41.00% | 192 | 174 | 112 | 104 | 36 | 59.80% | 38.10% | 1,567 |
| H08 | 243 | 196 | 69 | 35.20% | 169 | 137 | 73 | 76 | 34 | 55.50% | 28.30% | 1,635 |
| H09 | 250 | 209 | 50 | 23.90% | 189 | 170 | 124 | 99 | 32 | 58.20% | 29.70% | 1,733 |
| H10 | 448 | 366 | 71 | 19.40% | 191 | 172 | 104 | 109 | 52 | 63.40% | 23.20% | 1,832 |
| H11 | 414 | 292 | 83 | 28.40% | 196 | 180 | 105 | 103 | 47 | 57.20% | 25.90% | 1,913 |
| H12 | 338 | 258 | 81 | 31.40% | 229 | 200 | 120 | 136 | 57 | 68.00% | 36.00% | 2,036 |
| H13 | 367 | 285 | 118 | 41.40% | 271 | 245 | 132 | 131 | 55 | 53.50% | 31.40% | 2,149 |
| H14 | 380 | 302 | 101 | 33.40% | 293 | 260 | 168 | 170 | 60 | 65.40% | 36.20% | 2,303 |
| H15 | 765 | 672 | 511 | 76.00% | 541 | 538 | 30 | 458 | 431 | 85.10% | 65.20% | 2,735 |
| H16 | 796 | 614 | 361 | 58.80% | 420 | 415 | 64 | 352 | 306 | 84.80% | 51.90% | 3,018 |
| H17 | 567 | 413 | 218 | 52.80% | 280 | 277 | 65 | 234 | 183 | 84.50% | 49.00% | 3,210 |
| H18 | 637 | 497 | 369 | 74.20% | 409 | 403 | 37 | 331 | 301 | 82.10% | 62.00% | 3,497 |
| H19 | 564 | 439 | 312 | 71.00% | 370 | 364 | 57 | 295 | 249 | 81.00% | 59.50% | 3,761 |
| H20 | 496 | 375 | 196 | 52.30% | 252 | 249 | 65 | 207 | 165 | 83.10% | 47.00% | 3,879 |
| H21 | 396 | 334 | 191 | 57.20% | 216 | 214 | 25 | 169 | 157 | 79.00% | 47.10% | 3,908 |
| H22 | 467 | 389 | 197 | 50.60% | 231 | 226 | 38 | 172 | - | 76.10% | 44.20% | 3,983 |
| H23 | 345 | 278 | 143 | 51.40% | 185 | 184 | 42 | 150 | - | 81.50% | 53.90% | 4,065 |
| H24 | 319 | 264 | 117 | 44.30% | 135 | 135 | 20 | 112 | - | 83.00% | 42.40% | 4,159 |
| H25 | 265 | 231 | 118 | 51.10% | 136 | 135 | 17 | 109 | 100 | 80.70% | 44.00% | 4,155 |
| H26 | 238 | 216 | 83 | 38.40% | 98 | 98 | 15 | 84 | 71 | 85.70% | 36.40% | 4,109 |
| H27 | 272 | 251 | 83 | 33.10% | 97 | 96 | - | 78 | - | 81.30% | 31.10% | 4,104 |
| H28 | 285 | 257 | 90 | 35.00% | 105 | 103 | 15 | 86 | - | 83.50% | 31.60% | - |
| H29 | 243 | 210 | 65 | 31.00% | 78 | 77 | 13 | 61 | - | 78.20% | 27.40% | 4,242 |
| H30 | 222 | 194 | 46 | 23.7 | 59 | 59 | 13 | 48 | - | 81.00% | 23.20% | - |
| R1 | 199 | 170 | 52 | 30.60% | 63 | 63 | 11 | 54 | - | 86.00% | 29.80% | - |
| R2 | 148 | 116 | 53 | 45.70% | 50 | 53 | 3 | 46 | - | 86.80% | 39.70% | - |
| R3 | 149 | 119 | 38 | 31.90% | 46 | 44 | 8 | 39 | - | 88.60% | 30.70% | - |
| R4 | 199 | 167 | 82 | 49.10% | 87 | 86 | 5 | 76 | - | 88.40% | 44.20% | - |
| R5 | 197 | 174 | 56 | 32.20% | 67 | 67 | 11 | 61 | - | 91.00% | 33.00% | 3,927 |
| R6 | 191 | 145 | 39 | 26.90% | 43 | 43 | 4 | 38 | - | 88.40% | 25.50% | 3,874 |
| R7 | 190 | 161 | 65 | 40.40% | 70 | 70 | 5 | 67 | - | 95.70% | 40.40% | 3,829 |

※H17以前は「地すべり防止工事士試験」，－はデータ無し

■ 地すべり防止工事士の推移

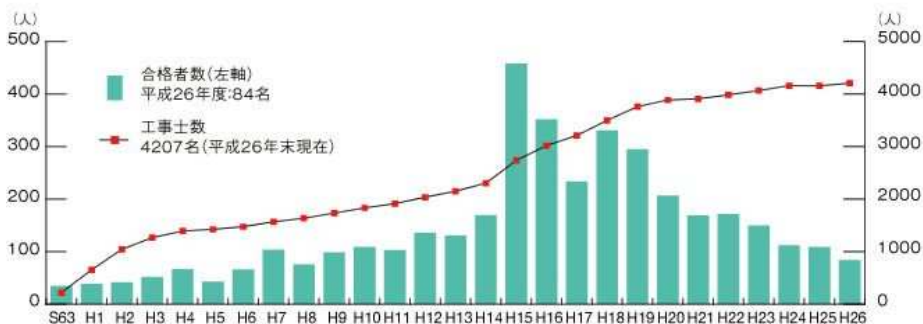


図2.1 地すべり防止工事士の推移（斜面防災対策技術協会HPより）

2.2 地すべり防止工事士会

地すべり工事士が所属会社での活動だけでなく広く社会に認知され、活用されることをめざして各地で「地すべり防止工事士」自らが組織する団体が立ち上がろうとしています。

すでに長野県や、富山県ではNPO法人として活動を行っています。新潟県でも「妙高地すべり防止工事士会」が活動しています。

また、平成19年5月には新潟県内の工事士を対象とした「新潟県地すべり防止工事士会」が発足し、平成29年6月より、「特定非営利活動法人（NPO）新潟県地すべり防止工事士会」となって活動しています。

3. 「地すべり防止工事試験」の概要

3.1 受験資格

登録「地すべり防止工事試験」の受験資格は、次のように定められています。

地すべり防止工事等に関する**5年以上の実務経験**を有するもので、
このうち**1年以上の指導監督の実務経験**を有するもの

ここで実務経験とは、

- (1) 「地すべり防止工事等」に関する実務経験とは、地すべり防止工事または地すべり調査・設計業務の経験をいいます。
- (2) 「地すべり防止工事等に関する指導監督の実務経験」とは、前項の他、調査解析、工法などの計画設計、施工及び管理などの監理技術者または、工事主任等として部下を指導または監督し、施工管理等に従事した実務経験をいいます。
- (3) 実務経験には、単なる写図工もしくは労務者としての経験または単なる庶務、会計それらに類する事務に関する経験は含みません。

3.2 試験の内容

斜面防災対策技術協会が実施する今年度の試験の内容と一部試験免除の要件は、表3.1のとおりです。

表3.1 試験の内容と一部免除等の要件

| 区 分 | | 試験の内容 | 免除の要件 |
|------------------|------------------|---|--|
| 一 次 試 験 | 午 前 の 部 | 地すべり防止工事を施工するものが有すべき地すべりに関する一般知識・関係法令・調査・計画・設計・施工・管理についての基礎的知識問題（択一式） 時間：10:30～12:00(90分) | ・技術士（関連部門に限る） |
| | 午 後 の 部 | 地すべり防止工事を的確に施工するための関係法令・調査・計画・設計・施工・監理に関する専門的知識問題（択一式）及び体験記述（記述式2,000字程度） 時間：13:00～16:00(180分) | 一次試験に合格し、二次試験に不合格となった者で、次年度以降3年以内に受験する者。 |
| 二 次 試 験 | 次 試 験 | (地すべり防止工事士としての)適格性についての口頭試問(面接)を行う (面接官2名による面接で、内容は経歴の確認、一次試験の論述内容の確認。時間は例年20分程度) | (二次試験は当該年度の一次試験合格者および一次試験免除者のみが受験できる) |

次に該当するものは、一次試験が免除されます。

(1) 下記の部門の技術士で、免除申請をおこなった者は、一次試験の午前の部が免除

- ・建設部門：選択科目が「土質及び基礎」「河川、砂防及び海岸・海洋」「道路」
- ・農業部門：選択科目が「農業農村工学」「農業土木（H30以前）」
- ・林業部門：選択科目が「森林土木」
- ・応用理学部門：選択科目が「地質」「地球物理及び地球化学」
- ・環境部門：選択科目の制限なし

(2) 過去3年以内（令和5年度以降）に一次試験に合格し、免除申請をおこなった者は、一次試験が免除となる（つまり一次完全免除）。

（注）この場合、二次試験前に地すべり業務の体験レポート（約2000字・A4）を提出する。

3.3 令和8年度試験

斜面防災技術協会（以下協会）が実施する登録試験のスケジュールは以下となります（協会ホームページでも再確認してください）。

申込受付期間： 2026年4月1日（水）～5月8日（金） 必着

一次試験： 2026年6月20日（土） 下記の13都市
（札幌市、仙台市、東京都、新潟市、富山市、金沢市、長野市、静岡市、
名古屋市、神戸市、岡山市、高松市、福岡市）

二次試験： 東京都： 9月 12日（土）
神戸市： 9月 19日（土）
福岡市： 10月 3日（土）

試験結果通知： 2026年11月初旬に発送（普通郵便）
・合格者には合格証および地すべり防止工事士登録案内同封
・2026年11月初旬から協会ホームページに合格者番号を掲載

登録申請受付期限： 2026年11月中旬（要確認）

登録証送付： 2027年1月下旬

その他： 試験の進捗等、試験に関する情報は逐次協会ホームページに掲載
協会ホームページ <https://www.jasdim.or.jp/>

3.4 二次試験に合格したら

合格者には協会から「合格証」と「地すべり防止工事士登録案内」が送られてきます。これを受け取ったら、すぐに協会に登録申請をしましょう。登録しなければ「地すべり防止工事士」となることはできません。なお、登録はいつでもできるわけではなく、合格証等の発送後10日後までとなっております。これを逃すと、次回の登録受付まで登録ができません。

申請をした人には翌年1月下旬に登録証明書が交付される予定となっております。

3.5 地すべり防止工事士となったら

地すべり防止工事は年々進歩しております。地すべり防止工事士となった後は一層の、技術的な研鑽に励む必要があります。このため、5年以内ごとに、登録を更新しなければなりません。更新の際には「地すべり防止工事士技術講習」を受講する必要があります。

この講習会を受けずに5年が経過すると、登録の更新はなされません。ただし、次年度の講習を受けることにより再登録できることになっています。

登録に関する規程は、「地すべり防止工事士登録規程」に示されているので、別途示します。同規程の中には地すべり防止工事士が守るべき義務・責務が示されています。

- 信用失墜行為の禁止（第6条）
- 秘密保持義務（第7条）
- 公益確保の責務（第8条）
- 資質向上の責務（第9条）

地すべり防止工事士となった後は、これらの義務・責務を果たす責任が課せられることを忘れてはなりません。

また、二次試験でこれらに関する質問事項が想定されます。これらの義務・責務については試験前に内容を理解しておいてください。

以上、地すべり防止工事士に関わる制度の流れを模式的に示すと図3.1のようになります。

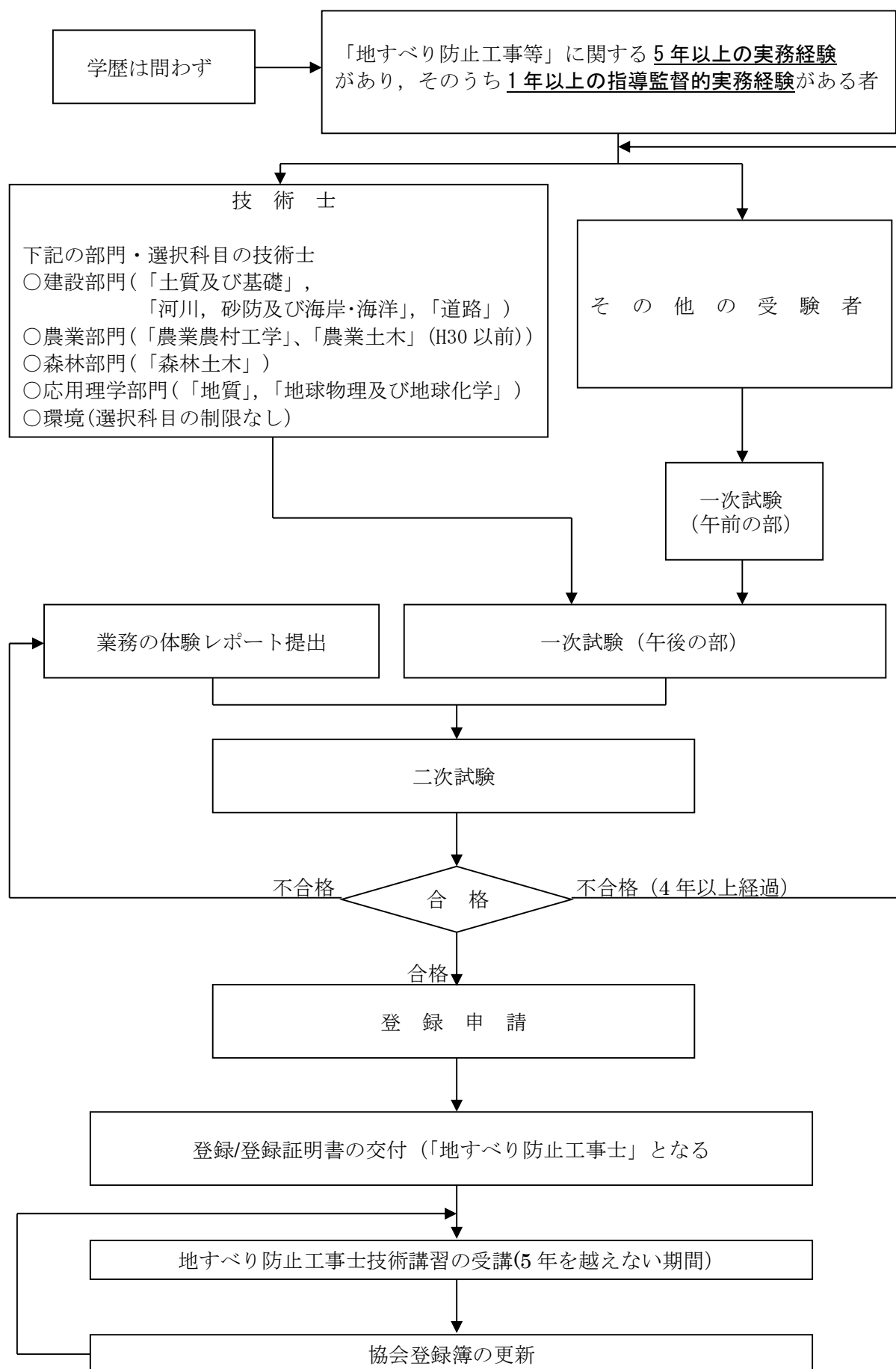


図3.1 地すべり防止工事士制度の流れ

4. 試験の出題傾向と対策

4.1 択一式試験の傾向と対策

4.1.1 択一試験の傾向

第一次試験では1.4に示したような幅広い知識について問われます。

令和7年度試験までの択一式の試験問題はおおむね「令和元年度版 地すべり防止技術研修テキスト」をベースとして出題されているようです。なお、この書籍は、斜面防災対策技術協会HPより購入可能です。なお、近年の試験問題では、「土砂災害防止法」，「GPS」，「Ku-SAT」といった新しい内容に関する問いも出題されることがあります。

例年の問題の分量は、基礎的知識問題(午前の部)が20問、専門的知識問題(午後の部)が15問となっています。

見直す時間(午後は記述式も同時進行)も含めると、1問3～4分平均での解答が必要です。合否判定基準は**一次試験、二次試験ともに60%**と示されており、午前の部で12問、午後の部で9問以上正解する必要があると考えられます。なお、詳細な配点は示されておりません。

過去5年間の試験問題の傾向を分析すると、表4.1、表4.2のようになります。

表4.1 基礎的知識問題の出題傾向

| 年 度 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 計 |
|-----|------------------|----|----|----|----|----|-----|
| 1 | 地すべりの基礎知識 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 24 |
| 2 | 地すべり調査・観測 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 11 |
| 3 | 地すべり機構と防止計画、応急対策 | 4 | 5 | 5 | 6 | 5 | 25 |
| 4 | 抑止工 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 6 |
| 5 | 抑制工 | 1 | 2 | 2 | 1 | 3 | 9 |
| 6 | 対策工総合(抑止工+抑制工) | 2 | 1 | 2 | 1 | | 6 |
| 7 | 維持管理 | 1 | 2 | | 1 | 1 | 5 |
| 8 | 安全管理、地すべり警戒・避難態勢 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 8 |
| 9 | 関連法規等(安全管理関連を除く) | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| 計 | | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 100 |

表4.2 専門的知識問題の出題傾向

| 年 度 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 計 |
|-----|------------------|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 地すべりの基礎知識 | 3 | 3 | 4 | 5 | 4 | 19 |
| 2 | 地すべり調査・観測 | 1 | 2 | 2 | 1 | | 6 |
| 3 | 地すべり機構と防止計画、応急対策 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 14 |
| 4 | 抑止工 | 3 | 2 | 3 | 2 | 4 | 14 |
| 5 | 抑制工 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 6 |
| 6 | 対策工総合(抑止工+抑制工) | 1 | 1 | | 2 | 2 | 6 |
| 7 | 維持管理 | | 1 | 1 | | | 2 |
| 8 | 安全管理、地すべり警戒・避難態勢 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| 9 | 関連法規等(安全管理関連を除く) | 1 | 1 | | | | 2 |
| 計 | | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 75 |

基礎的知識問題では、全問題数20問のうち、1～3の地すべりの基礎知識、調査・観測、機構解析（安定計算）の問題が全体の半数以上を占める傾向が続いています。

工事系では、抑止工、抑制工だけままとめた出題ではなく、それぞれを混ぜた出題もされており、対策工の維持管理も出題されることがあります。

地すべりの警戒・避難態勢についての問題も毎年1～2問出ているいます。法律（「地すべり等防止法」、「砂防法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」）に関わる問題は毎年1～2問ずつ出ているいます。

専門的知識問題では、全問題数15問のうち、基礎知識、調査・解析分野および、対策工の問題がほぼ均等に出るようになっています。

専門的知識問題の基礎知識として、近年発生した災害に関しての出題もあり、発生日時、災害の状況が記載されているので、災害事例を気にとめていることも大事です。

専門の工事分野では抑止工、抑制工が分けて出題されています。対策工の具体的な施工・管理の事例に対して、経験を問われる問題が増えてきました。

安全管理（警戒避難態勢の具体的な基準）の問も近年では2～3問が出る傾向となっています。土砂災害防止法からは基礎的知識問題同様に毎年1問出題されています。

前述のように、対策工施工に関わる安全管理についてや警戒避難態勢についての出題は毎年数問出る傾向が続いています。安全管理等に対する社会の要請は年々高まっており、これを背景とした試験機関の意向による措置と思われるので、今後も複数出題されると考えられます。

関連法規についてはここ5年間、1題ずつが出題されています。出題は「地すべり防止法」と、「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」からで、余裕があればこれらの法律の要点を押さえておくとよいでしょう。

平成20年から、基礎知識問題で維持管理に関する問題が出題されました。地すべり対策事業が大幅に縮小されている現状では、建設よりも維持管理にウエイトをおいてゆくことになると思われるので、今後の出題も予想されます。

4.1.2 対策

試験問題の傾向を参考に、不得意分野をテキストや、過去の問題分析により克服してください。

実際の施工や施工管理に携わっている方は、とくに調査系分野が弱点となりやすいので、その克服が必要です。詳細は、午後の講習前半の講習で詳しく説明します。

特に、次の内容の知識を習得することが望まれます。

- ・ 地すべりが起こりやすい地質(泥岩・変質帯・蛇紋岩・温泉・結晶片岩)
- ・ 地質構造の問題(破碎帯, 流れ盤, 受け盤)
- ・ 地すべりのタイプ(第三紀層地すべり, 破碎帯地すべり, 温泉地すべり)
- ・ 地すべり地形に関する用語(滑落崖・遷急線・遷緩線・頭部陥没帯・沼・湿地帯・等高線の乱れ)
- ・ 地すべりと崩壊の違い

- ・ 地すべり面計測（孔内傾斜計，パイプ歪計，地中伸縮計，多層移動量計）
- ・ 地すべりの誘因（長雨，豪雨，融雪，地震，切土・盛土）
- ・ 斜面崩壊の誘因（短時間に降る強い雨）
- ・ 活動中の地すべり工事（抑止工はタブー，計測しながら工事を実施，地表面排水処理等）
- ・ 地すべり地内の切り盛りをする際の留意点（地すべり末端の切土や地すべり頭部の盛土はタブー）
- ・ 地すべり面強度を求める試験（三軸圧縮試験，直接せん断試験，一面せん断試験，リングせん断試験）

関連法規は，ウエイトが低いのですが，毎年必ず出題されており，必要なところはおさえておきましょう。なお，関連法規については巻末に掲載しました。

要点として考えられる次項を列挙します。

【地すべり等防止法】

- 地すべり区域の指定 : 申請者は都道府県知事
指定者は主務大臣・・・国土交通大臣または農林水産大臣
- 地すべり防止区域の管理 : 都道府県知事がおこなう。
- 地すべり区域における制限行為 : 地すべり区域では必要な地すべり防止工事を実施することができる。一方，指定地内では地形の改変など地すべりを誘発する恐れのある工事を行う場合は，都道府県知事の許可が必要となる。
なお，都道府県知事の許可が必要な制限行為は以下（地すべり等防止法施行令による）
 - ・ のり切り : 法長3m以上
 - ・ 切土 : 直高2m以上
 - ・ 掘削 : 地表から2m以上のもの，地すべり防止施設から5m以内のもの（1m以上離れた深さ50cm未満のもので，すぐに埋戻すものは除く）
 - ・ ため池，池，貯水施設 : $6m^3$ をこえる容量のもの，容量 $6m^3$ 以下のもので，地割れ，土地の状況により浸透しやすいもの
 - ・ 水路 : $600cm^2$ を超える断面のもの， $600cm^2$ 以下のもので，地割れ，土地の状況により浸透しやすいもの
 - ・ 施設，工作物 : 1平方メートルあたり10 t 以上のもの
 - ・ 土石，その他の物件の集積 : 1平方メートルあたり10 t 以上のもの
- 地すべり防止工事の施行(実施)者 : 通常時すべり対策事業は県知事が実施するが，・工事が都道府県をまたがった範囲に関わる場合，・工事規模が著しく大きい場合，・高度な技術を要する場合，・高度な機械力を要する場合は，主務大臣（農水大臣，または国土交通大臣）が施行することがある（いわゆる直轄地すべり対策事業）。

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】（土砂災害防止法）

- 平成11年6月29日に広島県で発生した集中豪雨により発生した土砂災害が契機
- 土砂災害として，「急傾斜地の崩壊」，「土石流」，「地滑り」をあげています。
- 危険箇所を「土砂災害警戒区域」（＝イエローゾーン）として指定するとしています。

- 中でも建築物そのものに損壊が生じ、人命身体に著しい危害が生じる恐れのある区域を「土砂災害特別警戒区域」（＝レッドゾーン）として指定し、都道府県知事が一定規模の開発行為の制限、住宅の構造に関する制限を行うことができるとしています。
- レッドゾーン内の住民に対して、知事は移転を勧告するか、災害軽減のための必要な措置をとることについて勧告することができるとしています。また知事は、勧告を受けたものに対して土地の取得についてのあっせんなどその他必要な措置を講ずるようしなければならないとしています。

※なお、平成26年8月に発生した広島市北部の豪雨後に一部が改正されました。概要は以下になります。今後の試験で出題される可能性があります。

(1) 基礎調査制度の拡充

イ. 都道府県に対し、基礎調査の結果を公表することを義務付ける。

ロ. 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合において、講ずべき措置の内容を示して是正の要求を行うものとする。

(2) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、避難場所及び避難経路に関する事項等を定めるものとする。

(3) 土砂災害警戒情報の提供の義務付け

都道府県知事は、避難勧告等の判断に資するため、土砂災害警戒情報に関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないこととする。

(4) 土砂災害に係る避難勧告等の解除に関する助言

市町村長は、土砂災害に係る避難勧告等を解除しようとする場合において、国土交通大臣等に対し、助言を求めることができることとし、求められた場合は、必要な助言をするものとする。

(5) 地方公共団体への援助

国土交通大臣は、この法律に基づく事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

(6) その他所要の改正を行うこととする。

このほか、主な関連法規としては、【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律】，がありますが、最近は出題されておりません。

4.1.3 受験テクニック

(1) 問題をよく読む

最近の問題は、次のような問いの形式となっています。

- ・・・最も適当でないものはどれか
- ・・・最も適当なものはどれか
- ・・・最も適当（○：適、×：不適）なもの組み合わせはどれか

<以下の設問は近年ほとんどありませんが、参考までに掲載します>

- ・・・適当なものはどれか
- ・・・適当でないものはどれか
- ・・・最も小さいものはどれか
- ・・・正しいものはどれか
- ・・・に分類されないものはどれか
- ・・・直接関係のないものはどれか
- ・・・最も関連が少ないもの（小さいもの）はどれか
- ・・・あてはまるものはどれか
- ・・・必要としないものはどれか

「適当なものはどれか」，と「適当でないものはどれか」では回答が逆となります。これを読み違えると、間違ってしまう。

「最も適当なもの」，「最も適当でないもの」という場合は，正解以外にもあやしい選択肢が紛れ込んでいるかもしれないということです。選択肢のすべてをよく読んで，回答することが大切です。

(2) 候補を絞り込む

四肢択一ですので，全くわからない問いでも25%は正解する確率があります。

4つのうち明らかに3つに絞り込むことができれば33%，2つとなれば50%の確率で正解を導くことができます。

回答時間の配分に気をつけて，わからない問題は後回しにするとして，少しでも絞り込んでおくことが必要です。

このときに，

- ・明らかに正解でないものには，その選択肢に「×」
- ・あやしいものについては「△」
- ・正解と思うものには「○」をつけておきましょう

△が二つあるものについては，あとでじっくり考える，それでも絞り込まれなければ「鉛筆転がし」です。

(3) 択一問題のセオリー

択一問題では，次のようなセオリーがあるといわれています。「鉛筆ころがしをする前」に，このようなセオリーにすがってみても良いでしょう。

- ・断定調はあやしい・・・である
- ・無責任調はあやしい・・・する必要はない
- ・数値が入っているものはあやしい
- ・数値が入っている・入っていない，など他の選択肢と違い，仲間はずれのものはあやしい

4.2 体験記述問題

体験記述問題では、受験者の経験を問う、以下のような問題が出題されます。

あなたが直接体験した斜面災害（地すべり等）対策業務のうち、指導監督的立場で携わった業務を1例あげて、図・表等を用いて下記の各項目ごとに述べよ。

（解答用紙4枚以内（2,000字程度）を活用して記述すること）

記述する項目

- イ．業務の名称，業務の概要，携わった期間，あなたの立場
- ロ．斜面災害（地すべり等）の概要（規模，地形，地質等）
- ハ．業務実施上あるいは技術上の問題点と解決方法
- ニ．この解決方法の評価と今後の課題

4.2.1 解答のポイント

解答作成にあたってのポイントは以下のような点があげられます。

① “地すべり防止工事士にふさわしい” 体験を選ぶ

受験資格は「・・・1年以上の指導監督的実務経験・・・」となっています。体験論文には、受験者がその業務の中で重要な技術的役割を担っていたことを示す内容としなければなりません。

このため、抽象的・定性的な記述や、単なる調査・設計報告や工事の概要報告ではだめで、業務における工夫・改良，困難な技術的問題の克服，経済性向上への寄与，安全性の向上・・・等について，受験者が主導的な役割を果たした具体的内容を記述する必要があります。たとえば、

● 施工管理の例

- 安全性・経済性・工期短縮等に結びつく施工手順
- 事故発生の未然の対処(危険の察知，設計上の問題点の発見，想定外の地質への遭遇など)
- 活動中の地すべりにおける安全管理(計測管理・仮設対策工の実施など)
- 施工法の工夫(施工機械，ツールの変更・改良など)
- よりよい施工位置の変更提案(安全性や，経済性，環境等への配慮など)
- 活動工法選定の経緯，工法組み合わせ・施工手順・概成へのストーリー，施工

● 地質調査・解析の例

- 調査方法や，調査配置，組み合わせの工夫
- 設計・施工への配慮（経済性，安全性，工期の短縮，環境，など）
- 特殊条件に配慮した全体計画の立案（特殊条件とは： 大きい・小さい・深い・浅い・幅広い・細長い・急斜面の・緩斜面の・非対称形状の・地下水が豊富な・地下水がない・硬岩が地山の・土砂地山の・・・などの特殊条件の地すべり）
- 調査業務における安全管理の工夫
- 機構解析における合理的な考え方（停止中のすべり面の決定，計測結果の解釈，将来予測，など）

前述のように地すべり防止工事士は、工事に関する事項の他調査・解析についての知識・経験も求められています。このため、調査・解析と工事の両方に配慮した記述をすることが重要です。

②受験前に解答を用意しておく

毎年ほとんど同様な問題であり、事前に合格ラインの原稿を準備しましょう。原稿を用意せず、1～2時間で2000字程度の体験記述をできる人はそう滅多にいるものではありません。

書き上げた原稿はだれか(できれば試験の合格者)に添削してもらい、その意見に従って書き直してみることも重要です。自分で書いただけの原稿は、とかく独りよがりになってしまったり、わかりづらい表現をしていたりします。また、奥ゆかしい人ほどPR不足になりがちです。

これらを解消するためにも、添削を受けることが合格の近道と思います。

4.2.2 採点者に「読ませる」効果的な記述内容について

体験記述問題は、その設問内容にしたがって記述することが重要です。得てして報告書スタイルで現場紹介的な解答を多く見かけますが、これでは高得点は望めません。その現場で受験者自身がどんな問題にどのように取り組んだかを、設問項目に沿って簡潔に記述することが必要です。

以下、各項目の記述内容について例を示します。

イ. 業務の名称, 概要, 携わった期間, あなたの立場

- ・業務の名称：「〇〇県〇〇地区の〇〇地すべりにおける〇〇業務」
- ・業務の概要：斜面災害対策の概要（地質と地形、すべり面、災害のタイプと機構等）、調査（工事）の目的、調査結果、工事の概要（工種と数量）および、成果を簡潔に記述する。
- ・携わった期間：平成もしくは令和〇年〇月～〇年〇月（申込書の業務経歴に記載したものと一致させること）。
- ・あなたの立場：受験者がどのような立場で業務に従事したか、また、特に何が問題で、どのように対処したかを具体的に記述する。

特に「あなたの立場」に関しては、題意にあるように、「**指導監督的立場**」で携わった業務でなければなりません。よって、「監理技術者として」、「現場代理人として」、「削孔機の機長として」、「現場代理人を補助して」等の立場を記述してください。

ロ. 斜面災害対策の概要(規模, 地形, 地質等)

●調査業務の場合

地すべりの概要（幅，長さ，面積，亀裂の状況，移動時期，被害など），地質の概要，地すべりの原因(素因，誘因)をのべ，それらと課題となる技術との関連を述べる。

●施工管理の場合

- ・応急対策工事……内容，留意点，安全対策，計画上配慮した点などを述べる。
- ・恒久対策工事……内容，施工順序，安全対策，留意点，変更などを述べる。

設問には，図・表等を用いてとありますので，地すべり（斜面災害）の状況，対策工の配置,数量などをここで記載し，説明するとわかりやすくなります。

ハ. 業務実施上あるいは技術上の問題点と解決方法

ここでは，特に技術的に高度な問題点を記述する必要はありません。通常の業務の中で，受験者自身が苦勞したこと（問題点），工夫したこと（解決方法）などを記述します。

もちろん指導監督的立場であることがわかるように，従事者の安全管理，工程管理等の工夫が，問題点の解決方法になります。

一方，高度な技術的内容であっても，当初設計や，要領等に記述されているものをそのまま実施しただけの業務内容では問題点も解決方法も伝わりません。どの部分があなたの問題点に対する創意・工夫（解決方法）なのか，明確にしてください。

二. この解決方法の評価と今後の課題

「ハ」における問題点の内容により，経済性や安全性，工期短縮，社会への貢献，環境への配慮等にどの程度寄与したか記述します。

改善内容について明確な数値で示すことができればなおよいでしょう。

また，その業務内容が表彰の対象となったり，報道で好意的に取り上げられたなどの事実があれば是非それも記述してください。

そして，今後の課題として取り上げるべき反省点とその原因分析をここで記述します。

配慮不足の失敗に関する記述は避けるべきですが，改善につながる反省点は積極的に示すことが求められます。

地すべり防止工事士には，資質向上の責務が課せられます。常に課題意識を持って業務に当たっていることをPRしましょう。

↓

- よかった評価は，さらなる工夫・改良の余地について述べる
- 反省点については具体的改善策を述べる
- 高度な技術に関する啓蒙，普及に対する取り組み姿勢を記述する
- （地すべり防止技術の発展をめざして・・・などの背景から）今後，このような技術開発が必要と考える（ので，メーカー等へ働きかける必要がある，など）
- その他，あなたの前向きな取り組み姿勢，後進の指導に対する意欲，など

4.2.3 試験に当たっての留意点

体験記述問題の解答作成にあたっては以下のような点に留意して下さい。

- ① 受験番号とページ番号を忘れずに記入する。
- ② 内容は簡潔に、できるだけ箇条書きにする。現場状況や、説明しようとする対策等の構造などは図や表を使用すると伝わりやすい。
- ③ 試験問題は用意した解答のものとは異なっていませんか？ 最初にチェック。
- ④ 字のうまい・へたは採点の対象とはならないが、ていねいに。
- ⑤ 誤字・脱字に注意する …………… 不明な漢字は使わない。漢字を忘れた場合、誤字、当て字よりは、ひらがなで記述する方がよい。
- ⑥ 書き終わったら読みかえす。 …………… たいていの場合、誤字、脱字あり。
- ⑦ 択一式問題と同時進行です。時間配分に留意しましょう。

体験記述問題の添削指導を行っています！

- 第一線で活躍中の地すべり工事士が、あなたの体験記述の添削指導を行います（講習会受講者対象、無料）
- 添削指導の受講者の合格率は、毎年、添削を受けなかった人を大きく上回っています。添削の受講は合格の近道です。
- 原稿用紙は新潟県地すべり防止工事士会のhpからダウンロードしたものを使用してください
- 試験本番は6月20日のため5月16日の受験講習会に切手を貼った返信用封筒とともに持参願います。5月末までに添削して返送します。

なお、「令和元年度版 地すべり防止技術研修テキスト 10.事例解析」も体験記述問題の参考となりますので、ご一読ください。

4.3 二次試験対策

4.3.1 概要

二次試験は、9月中旬～10月初旬の土曜日に実施されます。

試験時間は例年15～20分程度ですが、前後する例があります。

試験官は2名で、受験者1名と対面の口頭試問方式で実施されます。

4.3.2 傾向と対策

二次試験の試問で想定される問題と、その対策を述べます。

(1) 業務の経歴について

○ 傾向

- ・ 受験申込書に記入された経歴が、本人のものかどうか(地すべり防止工事等に5年以上従事していると判断できるか)
- ・ 指導監督的役割を担った業務における、本人の役割の確認(指導・監督的役割を果たしたかどうか)

○ 対策

- ・ 受験申込書には虚偽の経歴は記入しない
- ・ 二次試験に向け、受験申込書のコピーを残す
- ・ 二次試験受験に向け、経歴書の内容を再確認し、業務の具体的内容や、主な業務の課題と解決方法など、体験記述で回答するつもりで整理しておく
- ・ 特に経験の少ない受験者の場合、「指導監督的役割」についてのPR不足になることが予想されるため、どのような点で役割を果たしたか、説明できるようにしておく

(2) 体験記述の内容確認・補足説明

○ 傾向

- ・ 体験記述に示された内容が本人のものかどうか(他人の体験ではないか?、架空の業務ではないか?)
- ・ 「指導監督的役割」を果たした内容となっているか
- ・ 課題に対し、地すべり機構などをふまえて技術的に正しく解決されたかどうか(不明確な場合は詳細な説明を求められる)
- ・ 工事の進め方、発注者との協議の仕方、設計変更の提案などが適切に行われたか
- ・ 対策工の配置根拠、全体計画の中での位置づけを理解しているか
- ・ 設計計算の基礎を理解しているか

○ 対策

- ・ 体験記述の内容および補足を簡潔に説明できるように復習する…ここで、試験官は、受験者の体験論文の内容を把握していますので、これと食い違う回答はできません。ただし、「記述はこうしましたが、その後よく考えたら、このほうがよりよい方法だったと考えています」という答えは許されると思います。

- 地形・地質(分類・特徴を整理する)
- 地すべりの発生機構
- 調査・観測の結果(地すべりの規模, 移動特性, 雨, 融雪水や, 地下水位と移動の関連性)
- 対策工の配置根拠の整理, 全体計画における位置づけの確認
- 対策工の構造計算結果(杭工・アンカー工・集水ボーリングの配置, 管径etc)
- 業務を実施したときの組織(上席者および配下とあなたの関係, おおよその人数)
- 設計変更の内容と変更に至った経緯
- 発注者との協議内容
- 業務で工夫した点とその効果
- 業務で苦労した点とその改善策
- 上記の中で, あなたが主体的に関わって果たした役割
- 類似の業務における今後の展望
- とくに, 防災関連の予算が縮減される中でとるべき方策(ソフト対策の充実等)
- 技術開発や既存技術普及の必要性に関する提言
- ・ 事業の名称, 事業の目的が説明できるようにしておく
 - 事業の名称・・・地すべり対策事業, 道路工事等に伴う地すべり対策, 道路等災害復旧工事, その他
 - 事業の目的 地すべり対策事業・・・国土保全, 民生の安定
 道路工事に伴う地すべり対策・・・道路交通の安全確保, 維持管理に関わる費用の軽減
 災害復旧・・・被災した施設の機能回復
 - 保全対象(工事によって守るべき人・物)・・・人家, 河川, 道路, 学校等
- ・ その地すべりの現状が説明できるようにする
 - 概成している場合は, 概成した根拠も用意する
 - 地すべり活動が緩和された, あるいは停止した
 - 安全に工事が完了し, 道路(河川)などが竣工した

(3) 地すべりの知識が業務に結びついているか

○ 傾向

- ・ 知識が単なる知識にとどまらず, 実務に応用できるものとなっているか

○ 対策

経験を積むことが必要ですが, 普段の業務において, (2)の「対策」で示したような課題意識をもって日常の業務に当たることです。

ただし経験を積むには時間がかかります。このため, 類似の事例について雑誌等で学習することが近道となります。斜面对策技術協会の「地すべり技術」誌はおすすめの雑誌の一つです。毎号, 様々な工事の事例が掲載されています。体験記述の書き方の参考になるものが多数ありますので, バックナンバーで学習されるとよいでしょう。

(4) 地すべり防止工事士としての適性があるか

○ 傾向

- ・「地すべり防止工事士登録規程」に示された義務・責務を守るための適性があるか
 - 信用失墜行為の禁止（第6条）
 - 秘密保持義務（第7条）
 - 公益確保の責務（第8条）
 - 資質向上の責務（第9条）
- ・資格取得に対して目的意識を持っているか
- ・業務の中で創意・工夫を行うなど、情熱が感じられるか

○ 対策

- ・巻末の「地すべり防止工事士登録規程」の義務・責務について理解する
- ・是非「工事士になりたい」との熱意を示す・・・「会社から受けろといわれた」、「力試しに受けてみた」との回答は嫌われる
- ・体験した業務（見聞きしたものでもよい）を振り返り、反省点を掘り起こし、創意工夫を行う余地を整理する
- ・工事の安全性や経済性の向上、環境等の公益の確保に対する取り組み姿勢について整理する

4.3.3 二次試験に望んでのアドバイス

試験に臨んでの注意点があります。

- ・質問が理解できない場合は、「すみません、もう一度お願いします」という。いい加減な答え、的はずれの答えでは得点は望めない。
- ・わからない問いには、「すみません、わかりません、勉強したいと思います」と答える。
- ・謙虚な態度で臨む。
- ・質問に関係ないことは言わない。
- ・口たでかまわない。必死さ、PRしようとする心がけを伝える。ただし自慢話は不要。

關係法令

関係法令

この部分の問題では、稀に法律（地すべり等防止法）に関する問題が出されます。我々の仕事の基本となるものですので、試験を機会に一応目を通しておいてください。

地すべり対策に関連する法律は、昭和33年に発効された「地すべり等防止法」があります。さらに、平成12年に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」が制定されています。このほか、関連する法律として「砂防法」・「河川法」・「海岸法」・「森林法」・「急傾斜地法」などがあります。

「地すべり等防止法」は、都道府県知事の申請に基づき主務大臣（国土交通大臣・農林水産大臣）が「地すべり防止区域」を指定することができる【第3条】というものです。地すべり防止区域では、地すべり防止工事を実施することができるほか【第13条】、地すべりを誘発する行為を禁止しています【第18条】。

「土砂災害防止法」では土砂災害（急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり）の危険箇所として「土砂災害危険区域」【第6条】と、その中でも特に危険性が高い地域として「土砂災害特別警戒区域」を指定できるようになっております【第8条】。「土砂災害危険区域」では、開発行為が制限されるとともに【第9条】、その中の住宅の移転を勧告できるようになっております【第25条】。また、その場合の費用補助についても政令等で決められています。

〇地すべり等防止法

昭三三・三三二
法 三 〇

最終改正 平五・三・三一法八

目次(略)

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、地すべり及びはた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びはた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地すべり」とは、土地の一部が地下水等起因してする現象又はこれに伴つて移動する現象をいふ。

第三条 この法律において「ばた山」とは、石炭又は亜炭に係る捨石が棄積されてきた山であつて、この法律の施行の際現に存するものをいふ。鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第四條又は第二十六條の規定により鉱業権者又は鉱業権者となされる者が必要な措置を講ずべきものを除くものとする。

第四条 この法律において「地すべり防止施設」とは、次条の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいふ。

第五条 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいふ。

第六条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見を聴いて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいふ。以下同じ)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものを(以下こ

れらを「地すべり地域」と総称する)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

第七条 前項の指定は、この法律の目的を達成するための必要な最小限度のものでなければならぬ。

第八条 主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

第九条 地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

(中略)

第二章 地すべり防止区域に関する管理

第十条 都道府県知事は、第三條第三項の規定による地すべり防止区域の指定を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

第十一条 都道府県知事は、第三條第三項の規定による地すべり防止区域の指定を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置

第十二条 都道府県知事は、第三條第三項の規定による地すべり防止区域の指定を受けたときは、主務省令で定めるところにより、関係市町村(特別区を含む。以下同じ)の長の意見を聴いて、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを変更するときも、同様とする。

(主務大臣の直轄工事)
第十三条 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

一 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。
二 地すべり防止工事が高度の技術が必要とするとき。
三 地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。
四 地すべり防止工事が都府県の境界に係るとき。

第十四条 主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行うものとする。

第十五条 主務大臣は、第一項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

(主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事)
第十六条 主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に關する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。

第十七条 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、地すべり防止工事に關する設計及び実施計画について都道府県知事に協議することをもつて足りる。

第十八条 都道府県知事は、第一項の承認に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

(築造等の基準)

第十九条 地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の付替、地すべり地塊の除去その他地すべり防止のための工事は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、規模及び規模に依つて、有効かつ適切なものとするなければならない。

第二十条 地すべり防止施設は、次の各号に定めるところにより築造しなければならない。

一 排水施設は、次に掲げることにより、地すべりの原因となるべき地表水及び地下水をすみやかに地すべり防止区域から排除することができるものであること。

イ 地表水の排除については、明渠、管渠、暗渠、導水管又は排水トンネルを用いること。

ロ 地下水の排除については、暗渠、ボーリング排水孔、排水トンネル、集水井、地下水止水壁、明渠、管渠又は導水管を用いること。

二 擁壁、くい及び土留は、地すべり力に対して安全な構造のものであること。

三 ダム、床固、護岸、導流堤及び水制は、特に地すべりの規模及び流水による浸食の防止に適合するものであること。

(兼用工作物の工事の施行)
第二十一条 都道府県知事は、その管理する地すべり防止施設が砂防法(明治二十年法律第二十九号)第一條に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第四十九号)第四十一條第三項に規定する保安施設事業に係る施設、かんがい排水施設その他施設又は工作物(以下これを「他の工作物」と総称する)の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該地すべり防止施設に関する工事を施行させ、又は当該地すべり防止施設を維持させることができる。

(工事原因者の工事の施行)
第二十二条 都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事以外の工事(以下「他の工事」といふ)又は地すべり防止工事の必要を生じさせた行為(以下「他の行為」といふ)により自施行する必要がある地すべり防止工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることができる。

第二十三条 前項の場合において、他の工事が河川工事(河川法昭和三十

九年法律第六十七号が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。又は道路（道路法昭和二十七年法律第百八十号による道路をいう。以下同じ。）に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事については、河川法第十九条又は道路法第二十三条第一項の規定を適用する。

（附帯工事の施行）

第十五条 都道府県知事は、地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又は地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事を当該地すべり防止工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事又は砂防工事（砂防法による砂防工事をいう。以下同じ。）であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十八条、道路法第二十一条又は砂防法第八条の規定を適用する。

（土地の立入等）

第十六条 都道府県知事又はその命を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第六条第二項から第十一項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第八項から第十項まで中「画」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

（地すべり防止工事に伴う損失補償）

第十七条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、都道府県知事が地すべり防止工事を施行したことに伴って、当該地すべり防止工事を施行した土地に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県は、これらの工事をすることとを必要とする者（以下この条において「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償し

なければならない。この場合において、当該都道府県知事の統括する都道府県又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、当該都道府県知事が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、当該地すべり防止工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、当該都道府県知事の統括する都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地収用法第九十四条の規定による徴決を申請することができる。

（行為の制限）

第十八条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
 - 二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん遷を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
 - 三 のり切又は切土で政令で定めるもの
 - 四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良
 - 五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

〇急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

昭四四・七・一
法 五 七

歳終改正 平五・一一・二法八九

目次(略)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、及びその崩壊に対する警戒体制を整備する等の措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「急傾斜地」とは、傾斜度が三十度以上である土地をいう。

2 この法律において「急傾斜地崩壊防止施設」とは、次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。

3 この法律において「急傾斜地崩壊防止工事」とは、急傾斜地崩壊防止施設の新設又は改設その他次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防止するための工事をいう。

(急傾斜地崩壊危険区域の指定)

第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要であると認めるときは、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ)の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七條第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。前項の指定は、この法律の目的を達成するために必要を最小限度のものとなげなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、建設省令で定め

るところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(罰則)

第四条 前項の指定は、必要に応じ、当該指定に係る土地に關し、地形、地質、降水等の状況に關する現地調査を行なうものとする。

第二章 急傾斜地崩壊危険区域に關する管理等

(標識の設置)

第六条 都道府県は、急傾斜地崩壊危険区域の指定があつたときは、建設省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

(行為の制限)

第七条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

- 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん濇を助長する行為
- 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改設
- 三 のり切、切土、掘きく又は盛り土
- 四 立木竹の伐採
- 五 木竹の落下又は地引による搬出
- 六 土石の採取又は集積
- 七 前各号に掲げるものほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都道府県知事は、前項の許可に、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を附することができる。

3 急傾斜地崩壊危険区域の指定の際当該急傾斜地崩壊危険区域内においてすでに第一項各号に掲げる行為(非常災害のために必要な応急措置として行なう行為及び同項ただし書に規定する政令で

定めるその他の行為を除く)に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 国又は地方公共団体が第一項の許可を受けなければならない行為(以下「制限行為」という)をしよとするとときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもちつて足りる。

(監督処分)

第八条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、前条第一項の許可を取り消し、若しくは同項の許可に附した条件を変更し、又は制限行為の中止その他制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 前条第一項の規定に違反した者
- 二 前条第一項の許可に附した条件に違反した者
- 三 協りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けた者

2 都道府県知事は、前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくその措置をとることを命ずべき者を知ることができず、かつ、これを放置することによって著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任し者に行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないうときは、都道府県知事はその命じた者若しくは委任し者若しくはその措置を行なうべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(土地の保全等)

第九条 急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、その土地の維持管理については、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

2 急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者は、当該急傾斜地の崩壊による被害を排除し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要であると認める場合には、当該急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は

占有者、その土地内において制限行為を行なつた者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者等に対し、急傾斜地崩壊防止工事の施行、被害を受けるおそれ著しいと認められる家屋の移転その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令)

第十条 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地において制限行為(当該急傾斜地崩壊危険区域の指定前に行なわれた行為又はその指定の際すでに着手している行為であつて、その行為が当該指定後に行なわれたとしたならば制限行為に該当する行為となるべきものを含む。以下同じ)が行なわれ、かつ、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な急傾斜地崩壊防止工事がなされいなく又ははきわめて不完全であることのために、これを放置するときは、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合においては、その著しいおそれ除去するために必要であり、かつ、土地の利用状況、当該制限行為が行なわれるに至つた事情等からみて相当であると認められる限において、当該制限行為を行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に対し、相当の猶予期限をつけて、急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、制限行為を行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者以外の者の行為によつて同項に規定する急傾斜地の崩壊のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者に同項の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該制限行為が行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部の施行を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第八條第一項各号に掲げる者に対しては、適用しない。

4 第八條第二項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(中略)

(中略)

第十二条 都道府県は、急傾斜地崩壊防止工事のうち、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事以外の工事、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不適当と認められるものを施行するものとする。

2 前項の規定は、砂防法(明治三十年法律第十九号)第二十条の規定により指定された土地、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により指定された保安林若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区又は地すべり専防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域若しくは同法第四条第一項の規定により指定された山崩壊防止区域については、適用しない。

3 都道府県は、漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第二条に規定する漁港の区域(水域を除く)内、港灣法(昭和二十五年法律第一百八十八号)第三十七条第一項に規定する港灣隣接地域内又は海岸法(昭和三十一年法律第一百号)第三条第一項に規定する海岸保安区域内において第一項の規定による急傾斜地崩壊防止工事(以下「都道府県営工事」という)を施行しようとするときは、あらかじめ、漁港管理者、港灣管理者又は海岸管理者に協議しなければならない。ただし、港灣法第二十七条第一項及び第三項又は海岸法第十條第二項の規定により港灣管理者の長又は海岸管理者に協議しなければならない場合においては、この限りでない。

(都道府県以外の者の施行する工事)
第十三条 国又は地方公共団体の者が急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届けなければならない。
2 国又は地方公共団体は、急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

ばならない。

(急傾斜地崩壊防止工事の施行の基準)

第十四条 急傾斜地崩壊防止工事は、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊の原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。

2 急傾斜地崩壊防止工事は、政令で定める技術的基準に従い、施行しなければならない。

(適用の除外)

第十五条 前二条の規定は、急傾斜地崩壊防止工事が砂防法による砂防工事、森林法による保安施設事業に係る工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくは山崩壊防止工事である場合における当該急傾斜地崩壊防止工事については、適用しない。

(附帯工事の施行)

第十六条 都道府県は、都道府県営工事により必要を生じた急傾斜地崩壊防止工事以外の工事(以下「他の工事」という)又は都道府県営工事とあわせて施行するために必要を生じた他の工事を当該都道府県営工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事(河川法(昭和二十九年法律第六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ)又は道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。以下同じ)に関する工事であるときは、当該他の工事の施行については、同項の規定は、適用しない。

(土地の立入り等)

第十七条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、都道府県営工事のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第五条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。

(急傾斜地崩壊防止工事に伴う損失の補償)

第十八条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、都道府県営工事を施行したことにより、当該都道府県営工事を施行した土地に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移

転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、都道府県は、これらの工事をすることによる必要とする者(以下この条において「損失を受けた者」という)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、都道府県又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、都道府県が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、都道府県営工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による徴収を申請することができる。

(災害危険区域の指定)

第十九条 都道府県(建築主事を置く市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域については、当該市町村)は、急傾斜地崩壊危険区域の指定があつたときは、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第三十九条第一項の規定により災害危険区域として指定するものとする。

(警戒避難体制の整備)

第二十条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長)は、急傾斜地崩壊危険区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による市町村地域防災計画をいう)において、当該急傾斜地崩壊危険区域ごとに、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第三章 急傾斜地崩壊危険区域に関する費用

(都道府県営工事に要する費用の補助)

第二十一条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県営工事に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

(附帯工事に要する費用)

第二十二条 都道府県営工事により必要を生じた他の工事又は都道府県営工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第七条第一項の許可に附した条件に特別の定めがある場合及び同条第四項の協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、都道府県がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事又は道路に関する工事であるときは、当該他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。

(受益者負担金)

第二十三条 都道府県は、都道府県営工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該都道府県営工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、都道府県の条例で定める。

(後略)

●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

改正案の概要

土砂災害の危険性のある区域の明示

基礎調査の結果の公表

- 住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求

- 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。（国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表「法に基づく基本指針で明記」）

円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

- 避難勧告等の発令に資するため、
 - ①土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、
 - ②都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、
 - ③都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

避難勧告等の円滑な解除

- 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

避難体制の充実・強化

市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
- 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

国による援助

国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

- 国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(平成十二年五月八日法律第五十七号)

最終改正：平成二六年十一月一九日法律第一〇九号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十六年六月四日法律第五十四号 (未施行)

| | |
|-----|----------------------------|
| 第一章 | 総則 (第一条・第二条) |
| 第二章 | 土砂災害防止対策基本指針等 (第三条—第六条) |
| 第三章 | 土砂災害警戒区域 (第七条・第八条) |
| 第四章 | 土砂災害特別警戒区域 (第九条—第二十六条) |
| 第五章 | 避難に資する情報の提供等 (第二十七条—第三十二条) |
| 第六章 | 雑則 (第三十三条—第三十七条) |
| 第七章 | 罰則 (第三十八条—第四十二条) |
| | 附則 |

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

第二章 土砂災害防止対策基本指針等

(土砂災害防止対策基本指針)

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
 - 三 第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項
 - 四 第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項
 - 五 第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項
 - 六 第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施並びに第三十一条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項
- 3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(基礎調査)

第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等の

おそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知するとともに、公表しなければならない。

3 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

（基礎調査のための土地の立入り等）

第五条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かななければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 都道府県は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（基礎調査に関する是正の要求の方式）

第六条 国土交通大臣は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合又は科学的知見に基づかずに行われている場合において、当該基礎調査の結果によったのでは次条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定又は第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであるとして地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

第三章 土砂災害警戒区域

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

(警戒避難体制の整備等)

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

四 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

第四章 土砂災害特別警戒区域

(土砂災害特別警戒区域)

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 指定は、第四項の規定による公示によってその効力を生ずる。

7 関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。

8 都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

9 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

(特定開発行為の制限)

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

(申請の手続)

第十一条 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 特定開発行為をする土地の区域（第十四条第二項及び第十九条において「開発区域」という。）の位置、区域及び規模

二 予定建築物（前条第一項の制限用途のものに限る。以下「特定予定建築物」という。）の用途及びその敷地の位置

三 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事（次号において「対策工事」という。）の計画

四 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画

五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

(許可の基準)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があつたときは、前条第一項第三号及び第四号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

(許可の条件)

第十三条 都道府県知事は、第十条第一項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

(既着手の場合の届出等)

第十四条 第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為（第十条第一項ただし書の政令で定める行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）における土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

(許可の特例)

第十五条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第十条第一項の許可を受けたものとみなす。

(許可又は不許可の通知)

第十六条 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

(変更の許可等)

第十七条 第十条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第十条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第十条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第十二条、第十三条及び前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から第二十条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第十条第一項の許可の内容とみなす。

(工事完了の検査等)

第十八条 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が第十二条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該対策工事等が完了した旨を公告しなければならない。

(建築制限)

第十九条 第十条第一項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第三項の規定による公告があるまでの間は、第十条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

(特定開発行為の廃止)

第二十条 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(監督処分)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第十条第一項若しくは第十七条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

二 第十条第一項又は第十七条第一項の許可に付した条件に違反した者

三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であって、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第十二条の政令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者

四 詐欺その他不正な手段により第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を

行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(立入検査)

第二十二條 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第十条第一項、第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条又は前条第一項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第五条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴収等)

第二十三條 都道府県知事は、第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

(特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準)

第二十四條 特別警戒区域における土砂災害の発生を防止するため、建築基準法第二十条に基づく政令においては、居室を有する建築物の構造が当該土砂災害の発生原因となる自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準を定めるものとする。

(特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用)

第二十五條 特別警戒区域（建築基準法第六条第一項第四号に規定する区域を除く。）内における居室を有する建築物（同項第一号から第三号までに掲げるものを除く。）については、同項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第六条から第七条の五まで、第十八条、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

(移転等の勧告)

第二十六條 都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 避難に資する情報の提供等

(土砂災害警戒情報の提供)

第二十七條 都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量（以下この条において「危険降雨量」という。）を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（次項において「土砂災害警戒情報」という。）を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域（以下この項において「危険降雨量区域」という。）のほか、その周辺の区域のうち土砂災害が発生するおそれがあると認められるもの（危険降雨量区域において土石流が発生した場合には、当該土石流が到達し、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域を含む。）を明らかにしてするものとする。

（都道府県知事が行う緊急調査）

第二十八条 都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、基本指針に基づき、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとする。ただし、次条第一項の規定により国土交通大臣が緊急調査を行う場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、前項の重大な土砂災害の危険がないと認めるとき、又はその危険が急迫したものでないと認めるときは、当該緊急調査を終了することができる。

（国土交通大臣が行う緊急調査）

第二十九条 国土交通大臣は、前条第一項の政令で定める状況があると認める場合であって、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、基本指針に基づき、緊急調査を行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により緊急調査を行おうとするときは、あらかじめ、緊急調査を行おうとする土地の区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。次項において準用する前条第二項の規定により緊急調査を終了しようとするときも、同様とする。

3 前条第二項の規定は、国土交通大臣が行う緊急調査について準用する。

（緊急調査のための土地の立入り等）

第三十条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第五条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

（土砂災害緊急情報の通知及び周知等）

第三十一条 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、第二十八条第一項に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（次項において「土砂災害緊急情報」という。）を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に随時提供するよう努めるものとする。

（避難のための立退きの指示等の解除に関する助言）

第三十二条 市町村長は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとする。

第六章 雑則

（費用の補助）

第三十三条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

(資金の確保等)

第三十四条 国及び都道府県は、第二十六条第一項の規定による勧告に基づく建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努めるものとする。

(緊急時の指示)

第三十五条 国土交通大臣は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、土砂災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

(地方公共団体への援助)

第三十六条 国土交通大臣は、第三十一条第二項に規定するもののほか、第七条第一項の規定による警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定その他この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

(権限の委任)

第三十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第七章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
- 二 第十九条の規定に違反して、第十条第一項の制限用途の建築物を建築した者
- 三 第二十一条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第七項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 二 第二十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十条 第二十三条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四十二条 第十四条第一項、第十七条第三項又は第二十条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二二年一月二五日法律第五二号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月二一日法律第五四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月四日法律第五四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年一月一九日法律第一〇九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（次項において「新法」という。）第四条第二項の規定は、この法律の施行前に行われた基礎調査の結果についても、適用する。

2 新法第八条の規定は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項の規定により指定されている警戒区域についても、適用する。この場合において、新法第八条第一項中「前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百九号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該警戒区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項の規定により指定されている警戒区域（以下この条において単に「警戒区域」という。）」とする。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

体験記述問題解答例

イ．業務の名称，概要，携わった期間，私の立場

- 業務の名称：抜田地区地すべり防止工事
- 業務の概要：集水井工1基、 $\phi = 3.5\text{ m}$ 、 $H = 20\text{ m}$
- 携わった期間：平成20年7月～平成21年1月
- 私の立場：現場代理人として、工事の施工計画および施工管理、発注者との協議等を担当した。

ロ．地すべり対策の概要

地すべりの規模、地形・地質は以下のとおりである。

- 規模：幅約90m、長さ約150mの馬蹄形を示し、斜面の平均勾配は約 15° である。
- 地質：地質調査の結果によると調査地の基岩は新第三紀女川層の泥岩で、流紋岩を起源とする崖錐堆積物（シルト混り礫）が最大約10mの厚さでこれらを覆っている。地すべりの深さは平均20mで、すべり面は泥岩の風化層と基岩である新鮮部の境界部付近に形成されている。
- 活動状況：毎年秋雨の頃から融雪期にかけて緩慢に活動し、春から秋はほぼ停止状態となる。
- 誘因：崖錐堆積物中には地下水が豊富に存在しており、降雨や、融雪水による間隙水圧の上昇が、地すべりの誘因となっている。

○地すべり対策の概要：規模が大きく、かつ緩慢に滑動する地すべりに対し、集水井による抑制対策が計画され、本業務として施工を行った。

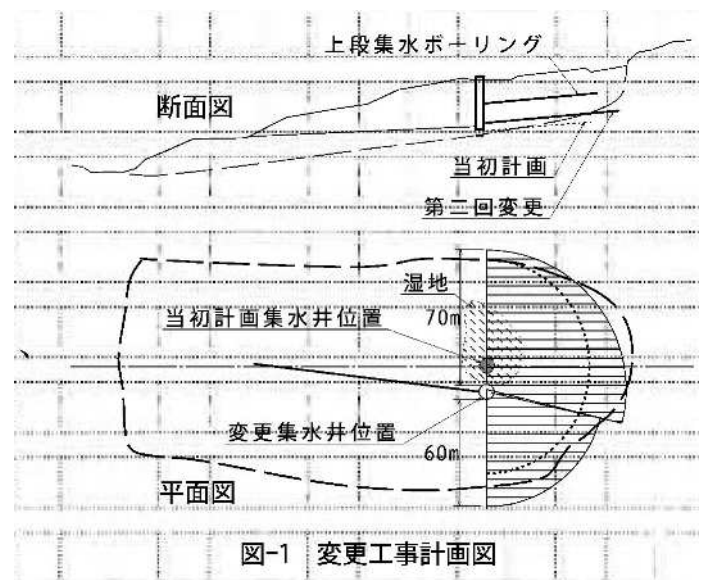
ハ．業務実施上あるいは技術上の問題点と解決方法

集水井を施工するために、現地確認をおこなったところ、計画位置周辺に絶滅危惧種であるマルバノサワトウガラシを確認した。計画位置は地すべりの中心を通る主測線上にあるが、稀少種の保全を目的として位置をずらして施工した。その結果、予定よりも浅い位置ですべり面が確認されたため、集水井の深さを浅くし、集水ボーリングを長くすることにより対処した。

① 施工位置の変更および集水ボーリングの延長

稀少種の発見を発注者に報告し、現計画の妥当性について協議を行った。その結果、稀少種を保護するには、生育場所である湿地を保全する必要があるとされた。このため、集水井の位置を山に向かって右側に約

10mずらし、施工ヤードも生育場所から遠い方に配置することが適切と考えた。また、山に向かって左側斜面の



地下水も排除するためには、左側の集水ボーリングの延長を10m長くし60mとする必要があると考え、これらを発注者に提案し、計画を修正して施工を開始した。

② すべり面の確認と対処

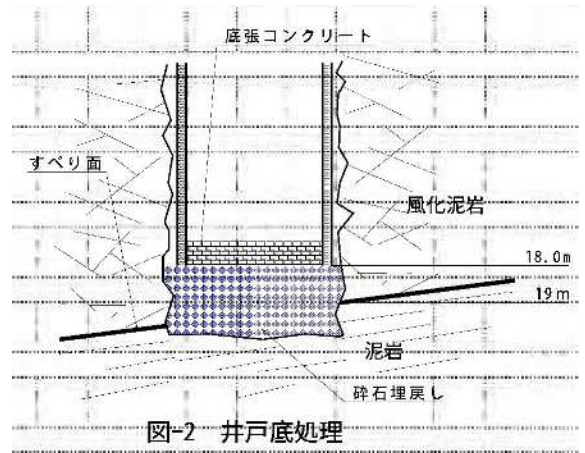
主測線上の調査結果では、すべり面の深さは約22mであり、掘削底面位置は発注者の規定にしたがい、すべり面の上部2mの位置とする計画であった。掘削位置の変更に伴い、すべり面の深さも変化する可能性があると考えた。しかし、これを確認するためにチェックボーリングを追加する費用も100万円程度を要することから実施せず、掘削部の地質状況を注意深く確認しながら施工することとした。

19.5mを掘削した段階で、掘削深度19m付近から地山が硬質となったとの報告を受けた。私は直後に坑底で地質を確認したが、19m付近から乱れの少ない硬質な泥岩に変わっており、斜面方向に緩く傾斜した厚さ約2cmの軟質粘土も確認されたため、すべり面であると判断した。

当該地すべりは緩慢ではあるが活動が継続しており、集水井本体がすべり面を貫くことは構造上不適切であると考え、集水井の深さを18mに変更することとした。基準では、集水井の底はすべり面から2m以上は離すとされているが、浅くしすぎるとすべり面に到達させる

ために集水ボーリングをかなり延長する必要があり、不経済となる。今回のケースではすべり面の位置は特定できていることから、1m 上位とすれば安全であると判断した。

すべり面と本体は縁切りする必要がある。このため、図-2のように碎石で埋め戻したうえで底張コンクリートを打設することとした。



また、下段の集水ボーリングの延長はすべり面へ到達するのに必要な長さとして、全孔を10m延長して60～70mとすることを提案し、実施した。

二. この解決方法の評価と今後の課題

湿地を避け、1基の集水井で必要な範囲の地下水排除をおこなうには今回の解決方法は適切であった。チェックボーリングを実施して事前に集水井の深さを変更しようとした場合、安全を考慮して集水井の深さは $H = 17\text{m}$ となっていたと思われ、結果的に1基では施工困難と判断された可能性があった。経済的な提案ができたことはよかったと考えている。

今回の経験から、地すべり対策事業においても最小限の事前環境調査は必要と考える。円滑な事業の推進に向け、このことを発注者に提案してゆきたい。

二次試験想定質問集

地すべり防止工事試験二次試験想定質問

※ **ゴシック体**は複数の受験者が問われた質問

受験生A さん

- ・あなたの会社での職務は何ですか。
- ・**経歴書の中で一番苦勞した工事はどれですか。**
- ・工事を進める中で一番注意している点は何ですか。
- ・体験記述について
 - ・**作業中の安全確保のために何か実施しましたか。**
 - ・設計アンカー力の設定はどのように行いましたか。
 - ・以前に同じようなアンカーを施工したことはありましたか。
- ・あなたの会社で地すべり防止工事士の資格を持っている人はいますか。
- ・**地すべり防止工事士の資格を持っている人を見てどう思いましたか。**
- ・**今後、どのような技術者になりたいですか。**

受験生B さん

- ・**経歴書より、2 工事を抜粋して概要、苦勞した点の説明**
 - ・地すべりの観測計器はどんなものがあるか？
- また、使用したことのあるものはどれか？
- ・**体験記述の補足説明**（質問されたことについて）
 - ・**台風が来た時、どのような安全対策をしますか？**
 - ・**地すべり工事士の資格を持っている方をどう思うか？**

受験生C さん

- ・地すべり防止工事士の試験を受験した動機
- ・地すべりと崖崩れの違いについて
- ・**実務経験の中で一番苦勞した現場はどれか？また、どのような点で苦勞したか？**
- ・**体験記述について**

受験生D さん

- ・**過去の経歴から 2 現場について、苦勞した点と工夫した点について**
- ・**地すべり計器の種類を知っているか**
- ・**体験記述について**
 - ・当初設計から変更設計に至った経緯について
 - ・集水ボーリング工で工夫した点について
 - ・当現場の地すべり概要をどのように調べたか
- ・地すべり対策における、ハード対策とソフト対策の説明
- ・地すべり防止工事士の資格を取得したら後輩に対し、どのようなことを教えていくか。

受験生Eさん

- ・ **経歴より工事を2件指定され、それぞれの工事で苦勞した点。**
- ・ **体験記述について**
 - 本工事の施工と崩壊対策工の施工順序。
 - ボーリング延長を決定した根拠について。
 - 現地の状況・設計工種と崩壊箇所の位置関係等、記述内容の文書が分かりづらい点を質問された。
- ・ 地すべり計器について
 - 知っている限りを述べるように。
 - 過去に計器による観測を施工計画において計画したことがあるか？
- ・ **ハード対策とソフト対策には何があるか？**
- ・ **地すべり防止工事士を受験した動機。**

受験生Eさん

- ・ 経歴の中の堰堤工の事業目的は？
- ・ **地すべりと崖崩れの違いは？**
- ・ **体験記述について**
 - 工事変更の提案は自分から協議したか。
 - 地すべりの起こった原因は何が考えられますか。
 - 工事の概要説明
- ・ 合格したらどんな工事士になりたいか。

受験生Fさん

- ・ **体験記述について**
 - 安全管理のための伸縮計をつけたとのことだが、管理基準値はどのように決定したか。
- ・ **地すべり防止工事試験を受験した動機**

受験生Gさん

- ・ **体験記述について**
 - 概要説明、施工中の地すべりに対する安全対策
 - 苦勞した点、問題点はありましたか。
- ・ 安全率について説明してください。
- ・ **抑止・抑制工法を知っている限り挙げてください。**
- ・ アンカー工で発生しやすい事故及び実際に行った対策があれば説明してください。
- ・ **地すべり防止工事士に合格したらどのような技術者になりたいですか。**

受験生Hさん

- ・ **経歴書より3つの調査を指定され、各調査の概要・調査結果を説明。**
- ・ 体験記述について
 - 地すべり応急対策の水抜きボーリングについて、数量や配置等をどのように決定したのか。

- ・シャフト工とは、どのような時に用いられる対策工か。
- ・地すべり防止工事士を受験した動機。

受験生 I さん

- ・ **経歴書に記載した業務(体験記述以外)で特に印象に残った業務について、概要・調査結果等を説明**
- ・ 体験記述に記載した業務について、概要・調査結果等を説明
- ・ 体験記述に記載した業務にて対策工の配置検討を行った際、3次元モデル作成し既設対策工との干渉を確認したとのことだが、作成する際に苦労した点や、今後の展望等を説明してほしい。また、その他の業務においても、このような検討を行ったことはあるか？
- ・ 地すべり防止工事士を受験した動機及び合格したらどのような技術者になりたいか？